

研修会及び講演会講師謝金一覧(案)

講 師	謝 金	交通費	宿泊費	備考	講師受取金額
大学	円				円
学長 クラス	55,685	} 実費 + 3,000円	} 宿泊が 必要な 場合 15,000円		50,000
教授 クラス	55,685			50,000	
准教授 クラス	55,685			50,000	
講師 クラス	55,685			50,000	
助手 クラス	55,685			50,000	
企業					
取締役等 クラス	55,685	同上	同上		50,000
役員 クラス	55,685	"	"		50,000
部長 クラス	55,685	"	"		50,000
課長 クラス	55,685	"	"		50,000
各種団体					
役員 クラス	55,685	同上	同上		50,000
その他	55,685	"	"		50,000
公務員					
部長 クラス	無支給	} 実費	} 実費		
課長 クラス	無支給				
その他	無支給				
宮城士協会会員	27,842	注3	注3		25,000
他士協会会員					
役員 クラス	33,411	実費	宿泊が必要な		30,000
その他	33,411	+3,000円	場合15,000円		30,000
評論家	協議	実費	協議	仙台市内送迎	
テレビ等で活躍の著名人	"	"	"	"	

注 1. 謝金の額は、2時間単位である。

なお、3時間を超える場合は、1.5割増しとする。

なお、2時間を超え3時間未満の場合は、上記の金額とする。

2. パネラーの謝金は、上記の1/2とする。

3. 宮城県士協会会員の旅費は、事務所の所在地又は勤務地の最寄駅から用務地の最寄駅までの公共交通機関の往復とする(仙台市内から仙台市内は除く)。ただし、やむを得ない事情により自家用車を使用した場合は、実費の高速料金及びガソリン代を1kmにつき32円とし役員等旅費規程に準じて支払う。また、宿泊費が必要な場合においては役員等旅費規程に準じて支払うものとする。

4. 令和3年12月1日より施行となる。